

Contents

- 1 【インド】2019年消費者保護法
- 2 【シンガポール】シンガポール倒産法の改正
- 3 【インドネシア】電子署名に関する実務
- 4 【タイ】個人情報保護法に関する最近の動向

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】2019年消費者保護法

1. 2019年消費者保護法の成立(旧法の廃止)及び施行

インドにおいて、2019年8月9日、2019年消費者保護法(Consumer Protection Act, 2019)が大統領の同意を得て成立した。同法は2020年7月20日から一部が施行され、また、同月24日に中央消費者保護局(後述)の設立に関する規定等が施行されている。

同法は消費者保護を目的とした法律である。旧法である1986年消費者保護法(Consumer Protection Act, 1986)に代わる新法であり、2020年7月20日の新法の一部施行により旧法は廃止された。

2. 2019年消費者保護法の概要

この数十年で商取引のデジタル化が急速に進み、旧法では想定していなかった論点が多く発生したため、消費者保護に関する規制の明確化が待たれていた。新法はそのような社会的ニーズを背景に、消費者の利益の保護を図るとともに、消費者関連の紛争を適時に効果的に管理・解決する機関を設立することを目的として立法された。

その主要な特徴は以下のとおりである。

(1) 法令の適用対象に電子商取引を含むことの明確化

「消費者(consumer)」の定義において、「電子的方法によるオンラインで(online transactions through electronic means)」製品を購入する者や役務を利用する者を含むとし、法令の適用対象に、いわゆる電子商取引(e-commerce)を含むことを明示した(旧法においては電子商取引が消費者保護法の適用対象となるかどうかは明示されていなかった)。

(2) 中央消費者保護局の設立

新法のもと、中央消費者保護局(Central Consumer Protection Authority)という行政機関が設立されている。

中央消費者保護局は、消費者の権利の保護、促進、強化等をその役割とし、消費者の権利の侵害や不公正な取引慣行についての調査権限、各裁定機関への申立て、啓蒙活動、ガイドライン策定などの幅広い活動を行うことが予定されている。中央消費者保護局は、リコールや虚偽広告等の停止などの措置を命じる権限のほか、捜索・差押えの権限も有する。

(3) 製造物責任

新法においては製造物責任(product liability)の概念が明示的に導入され、製造物責任に関する規定が設けられた(第6章)。

製造物責任は、製品の製造者又は製品の販売者の、欠陥のある製品又はこれに関連する役務の欠陥によって消費者に生じた損害を賠償する責任と定義されている。製品の販売者には、輸入やリース、梱包、修理を行う者なども含まれ、また電子商取引のプラットフォーム業者も該当するものと解されている。また、製品の製造者は、過失や虚偽の説明がなかったとしても、製造物責任を負うとされている。

(4) 審判機関

新法においては、消費者関連の紛争を裁定する審判機関(いわゆる準司法的手続を行う機関)として、消費者紛争救済委員会(Consumer Disputes Redressal Commission)が設立される。同委員会は、地方、州、国のレベルにおいて、それぞれ地方委員会(District Consumer Disputes Redressal Commission)、州委員会(State Consumer Disputes Redressal Commission)、国家委員会(National Consumer Disputes Redressal Commission)という組織が設立される。

地方委員会の命令に対する不服申立ては州委員会に対して行われ、州委員会の命令への不服申立ては国家委員会に対して行われるなどの階層構造にあるほか、製品や役務の価値の多寡によっては初めから地方委員会ではなく、州委員会、国家委員会に審判の管轄が振り分けられることもある。国家委員会への不服申立ては、原則として実質的な法解釈の問題を含む場合に限られている。最高裁(Supreme Court)への不服申立ては、国家委員会を初審とする事件における命令に対するものに限られている。

消費者紛争救済委員会への申立ては、請求内容が以下の7つの事由のいずれかに該当する場合に可能とされている。

- (i) 不公正な契約又は取引慣行、制限的取引行為
- (ii) 製品の欠陥
- (iii) 役務の欠陥
- (iv) 法定価格、表示価格、合意価格等を超過する価格の請求
- (v) 生命・安全への危険を生じさせる可能性のある製品
- (vi) 生命・安全への危険を生じさせる可能性のある役務
- (vii) 製造物責任

(5) 調停

新法は、消費者紛争の迅速な解決及び各委員会の負担の軽減を目的として、調停(mediation)の制度を導入した。調停機関は、消費者紛争救済委員会の地方委員会及び州委員会のそれぞれ、並びに国家委員会の各地域の審理廷に附属する機関とされる。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【シンガポール】シンガポール倒産法の改正

1. はじめに

2020年7月30日、倒産、リストラクチャリング及び清算法(Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018、以下「IRDA」)が施行された。

従前、個人の破産と会社の清算・リストラクチャリング等については別個の法律により規定されていた(個人の破産については破産法(Bankruptcy Act)、会社の清算・リストラクチャリング等については会社法(Companies Act))が、今回の法改正により、個人の破産及び会社の清算・リストラクチャリング等に関する倒産法制がひとつのIRDAという法律に統合された。IRDAの施行に伴い、従前の破産法は廃止され、会社法における清算・リストラクチャリング等に関する規定は修正又は削除されている。

本改正には、技術的な改正も多いが、倒産解除条項の制限や新たな会社解散制度の新設など、シンガポールに進出している日系企業にとっても重要な変更が含まれている。そのため、本稿では、本改正による主要な変更点について簡単に紹介する。

2. 倒産解除条項(*ipso facto* clause)の制限

取引契約においては、一方当事者の倒産・支払不能時において、他方当事者による契約の解除や変更を認め、又は期限の利益を喪失させる旨の規定(いわゆる倒産解除条項(*ipso facto* clause))が設けられることが多い。

IRDAは、倒産解除条項に関して、債務者に倒産手続が開始された以降において、当該倒産手続の開始又は債務者が倒産状態に陥ったことのみを理由として、当該債務者との契約を解除もしくは変更し、又は返済期限を繰り上げた支払いの請求を行い、もしくは期限の利益を喪失させることはできず、これに反する契約上の規定は無効になる旨の条項を新たに定めている。

倒産解除条項の制限は、IRDA施行日(2020年7月30日)以降に締結される契約にのみ適用されるため、同日以前に締結済みの契約の倒産解除条項については、原則として適用がないと解される。

倒産解除条項の制限については、特定の契約類型を除き、全ての契約に適用されると定められている。適用が除外される契約類型の例としては、社債(debentures)、債券(bonds)、デリバティブ取引(derivative contracts)、有価証券の取引契約(securities contracts)などの適格金融契約(eligible financial contract)等が挙げられる。

今後は、倒産解除条項の制限が適用される種類の契約を締結する際には、当該制限を意識した契約書の作成が必要になる。倒産解除条項の制限は、原則として、倒産手続の開始や債務者の倒産状態以外の理由(例えば、契約上の義務の不履行等)による契約の解除や期限の利益の喪失等まで妨げるものではないと一般に解されているため、倒産解除条項の制限の導入による実務への影響は限定的なものになるのではないかと見方も存在するが、倒産解除条項の制限の射程については現時点では明らかでない部分もあるため、今後の実務・判例の動

向を注視する必要があると思われる。

3. 簡易解散手続(early dissolution)の新設

IRDA の施行により、新たに簡易・迅速な会社解散手続(early dissolution)が新設された。

従前より、シンガポールにおいては、迅速かつ安価な会社の解散方法として、ACRA による登記抹消手続(ストライクオフ(striking off))という方法での解散が認められていた。しかし、ストライクオフによって登記を抹消するためには、会社が事業を行っていないことや、資産・負債がないこと、係争中の訴訟案件がないこと等の要件を満たす必要があった。

今回の改正で新しく導入された簡易解散手続では、会社に資産がある場合でも、一定の条件を満たす場合には、当該資産の処分・分配を待つことなく会社を解散させることができるようになった。清算人は、会社に解散手続に必要なコストを支払うだけの十分な資産がなく、かつ、会社の資産等について調査を行う必要がない場合には、会社の登記を管轄する Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA) に対して会社の解散を申し出るとともに利害関係人(債権者や株主等)に通知を行い、30 日以内に利害関係者からの異議が出ない場合、直ちに会社を解散させることができる。

今後、少額の資産を有すること等が理由でストライクオフの制度を使えない小規模の会社の解散にあたり、新たな選択肢として活用されることが期待される。

4. 債権者の承認による更生管財手続(judicial management)の開始

更生管財手続(judicial management)とは、管財人(judicial manager)が中心となって、事業の更生を図る再生型の倒産手続である。

従前の会社法では、更生管財手続について、会社、取締役又は債権者の申立てに基づく裁判所命令によって開始する方法しかなかったが、IRDA の施行により、新たに、(頭数ベース及び金額ベースで)債権者の過半数の承認を得た場合には裁判所への申請を行うことなく更生管財手続を開始することができるようになった。

裁判所命令に基づく更生管財手続では、裁判所から承認を得るまでに相応の時間を要するため、裁判所の承認を不要とすることで、迅速かつ安価に更生管財手続を開始することができるようになった。

弁護士 山本 純代
sumiyo.yamamoto@amt-law.com

3. 【インドネシア】電子署名に関する実務

近時の新型コロナウイルスの流行により、インドネシアにおいてもリモート環境での文書への署名のニーズが以前よりも高まっている。本稿では電子署名に関する規制の状況及び電子署名を利用する場合の実務上の留意点について概説する。

1. 電子署名に関する規制

(1) 契約の成立に関する法令の定め

インドネシア民法上、契約の有効要件は、(i)当事者の締結能力、(ii)合意、(iii)目的、及び(iv)合法的な原因と定められている(インドネシア民法 1320 条)。したがって、インドネシア法上、契約の成立には手書きの署名は必要ではなく、また、口頭での合意であっても有効である。

電子署名に関しては、電子情報及び取引に関する 2008 年法律第 11 号(2016 年法律第 19 号により改正)において、電子署名も法的拘束力を有すると規定されている。また、電子システム及び取引の実施に関する政令 2019 年第 71 号は、認証済み電子署名と非認証の電子署名という 2 種類の類型を定めている。認証済み電子署名の方が裁判において文書の成立の真正を立証することが容易とされる。非認証の電子署名の場合には、裁判においてあらためて当該署名の真正を立証しなければならない。

また、電子署名の利用に関して、通信情報省は国内の電子署名提供業者の利用を推奨している。なお、本稿時点で通信情報省に登録されている国内の電子署名提供機関・業者は、①技術評価応用庁(BPPT)、②国家サイバー暗号庁(BSSN)、③造幣公社(Perum Peruri)、④PrivyID、⑤Vida、⑥Dgisign の 6 つである。

(2) 電子署名の要件

前述の政令 2019 年第 71 号は、電子署名による取引が有効に成立するための要件として以下を定めている。

- (i) 電子署名を生成するデータは当該電子署名の作成者のみに関連するものであること
- (ii) 当該データは署名者のみが保有するものであること
- (iii) 署名後の電子署名の変更は知りうるものであること
- (iv) 署名後の電子署名に関する情報の変更は知りうるものであること
- (v) 署名者の同一性を知りうる方法が存在すること
- (vi) 署名者が当該電子情報に同意したことを示す方法が存在すること

2. 電子署名を利用する場合の留意点

インドネシアにおいて電子署名を利用する際に留意すべき点は以下のとおりである。

(1) 手書き署名が必要な文書

公正証書の形式で作成が必要な文書(株式譲渡証書、土地の譲渡証書等)や一定の会社組織に関する文書(法務人権省に提出する株主総会決議書等)については手書きの署名が必要となる。これらの文書については、署名者が実際に公証人の前で署名するという高い様式性が求められる場合がある。また、行政当局に提出する書類についても、手書きの署名により作成された原本書類の提出が求められることも多い。

(2) 裁判での証拠能力

明確な法令上の要請はないものの、実務上、インドネシアの裁判所は、手書きの署名がなされた文書の原本書類のみを証拠として受理する傾向が強い。したがって、当事者間で争いになり裁判所に証拠として提出される可能性がある文書であれば、手書きの署名を行った方が安全と考えられる。

3. 結語

上記のとおり、インドネシア法上、電子署名の制度自体は法定されているものの、実務上は手書きの署名が必要な文書も多く残っている。特に当局に提出する文書や裁判で証拠提出される文書については電子署名の利用を慎重に検討する必要がある。また、今後社会のデジタル化が進んでいく中で、当該分野に関する新たな法令や通達の動向にも留意していくことが重要である。

弁護士 池田 孝宏
takahiro.ikeda@amt-law.com

4. 【タイ】個人情報保護法に関する最近の動向

1. タイの個人情報保護法の施行状況

タイでは初めての個人情報の包括的な取り扱いを定めた個人情報保護法が 2019 年 5 月 27 日に公布され、2019 年 5 月 28 日より同法の一部の条項(個人情報保護委員会の設立など)が施行されていたが、当初より、同法上 data controller/data processor に該当する一般事業者が遵守しなければならない実質的な条項(個人情報の収集、開示等に必要の要件・体制、罰則等)については、公布から 1 年後に施行されるとされており、本年 5 月 27 日とその施行日として予定されていた。

全面施行までの間、個人情報保護法に従い設立される個人情報保護委員会により下部規則が定められることになっていたが、一向にそれらの規則が開示される様子がなく、また新型コロナウイルス感染拡大により、各社に個人情報保護法の対応を求めることが難しいことが予想されたため、2020 年 5 月 19 日に閣議承認がなされ、その後の勅令(the Royal Decree Prescribing Agencies and Businesses Whose Personal Data Controllers Are Not Subjected to Enforcement under Personal Data Protection Act B.E. 2562 (2019) B.E. 2563 (2020))により、一般事業者に対する個人情報保護法の適用は 2021 年 6 月 1 日からとなった。

2. デジタル産業省が新たに発行した通達

上記のとおり、個人情報保護法の全面施行は延期されたものの、上記勅令に基づきこれまでタイにおける個人情報関連事項を管轄しているデジタル経済産業省により新たな通達(Notification of Ministry of Digital Economy and Society Re Personal Data Security Standards B.E. 2563 (2020))が発行され、個人情報保護法の適用が現時点ではないとされた一般事業者(data controller)であっても、個人情報保護法の施行日(2021 年 6 月 1 日)までの間に暫定的に備えるべきとされる事項(情報管理に関する体制の整備)が公表された。その概要は、以下のとおりで

ある。

- ・ 個人情報の利用・管理状況を踏まえ、個人情報のアクセスコントロール、個人情報保護法の収集、処理に関する設備体制
- ・ 個人情報に対するアクセス権限に関する規則
- ・ 権限を付与された者のみが個人情報にアクセスできるような体制
- ・ 個人情報の不正アクセス・開示・複製、漏洩等を防止するために必要なユーザーの責任の定め
- ・ 個人情報のアクセス、変更、削除、移転に関する事項を過去に遡って調査するために必要な体制の整備

上記のとおり個人情報保護法の施行までの間の暫定的な定めではあるものの、現時点で一般事業主が整備しなければならない事項が公表された。この点、具体的にどのような要件・体制を定めるべきかという点については言及がなく、依然不透明なままであり、上記通達においては、通達に定めた方法と同レベルであることを前提に、上記以外の個人情報保護管理体制を採ることもできるとされ、当局の執行の状況は明らかではないものの、基本的にはこれまですでに社内で備えている何らかの体制があれば現時点での対応としては足り、来年の個人情報保護法の施行に向けて個人情報保護委員会による規則の発行を待ちつつ、本格的な体制を整えることが求められるであろう。

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com
タイ法弁護士
クリッドチャノック ロウサテン
kridchanok.rowsathien@amt-law.com

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。